

## 第1回文京区地域福祉推進協議会障害者部会会議録

日時：平成23年4月28日（木） 午後1時00分～午後3時00分

場所：障害者会館C会議室（文京シビックセンター3階）

次第：

<委嘱式>

- 1 委員委嘱
- 2 部長挨拶
- 3 委員紹介

<障害者部会>

- 4 会長挨拶
- 5 障害者計画等について説明及び講演
- 6 議題
  - (1) 文京区地域福祉計画の改定について
  - (2) 障害者計画の改定について
  - (3) 文京区の障害者・障害児の現状
  - (4) 参考資料
- 7 その他

出席者：

（障害者部会員）高山直樹、富所由紀子、齊田宗一、佐藤澄子、安達勇二、丁寧、小西慶一、上村榮子、藤田美南子、江澤嘉男、杉崎祐子、大石恵理子、椎名障害福祉課長、新名福祉センター所長、渡邊特命担当課長、辻保育課長、伊藤教育指導課長、國村保健指導係長

欠席者： 鈴木愛三、亀田美輪、石原保健衛生部・文京保健所参事

（挨拶） 竹澤福祉部長

傍聴者： 2名

### 【椎名障害福祉課長】

皆さんこんにちは。お忙しいところありがとうございます。これから地域福祉推進協議会障害者部会というかたちで皆さんに検討を進めていただきますのでよろしくお願いいたします。本日は第1回目になりますので、会に先立ち、皆さんに委嘱状を交付させていただきます。まず委嘱式を行った上で、障害者部会に入らせていただきます。そこまでは私、障害福祉課長椎名が司会をさせていただきます。区長にかわりまして竹澤福祉部長より委嘱をさせていただきます。小西委員からお受けください。

**【竹澤福祉部長】**

成澤区長に代わりまして委嘱状をお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

「委嘱状 小西慶一様 地域福祉推進協議会障害者部会員を委嘱いたします。平成 23 年 4 月 1 日 文京区長 成澤廣修」 よろしくよろしくお願いいたします。

〈続いて委嘱状交付〉

上村栄子様、藤田美南子様、江澤嘉男様、杉崎祐子様、大石恵理子様

**【椎名障害福祉課長】**

委嘱にあたり、またこの会をはじめにあたり、福祉部長の方から挨拶がございます。

**【竹澤福祉部長】**

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、また、暑い中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。ご案内のとおり本年度は、地域福祉計画改定時期にあっています。その分野別の計画ということで障害者計画がございます。現在の計画は 21 年度から 23 年度までの 3 年間になってございます。この 1 年間で 24 年度から 26 年度までの 3 年間の計画を策定するというところでございます。策定にあたりましては、資料、状況等を報告しながら進めさせていただきます。また、昨年 12 月には障害者自立支援法、あるいは児童福祉法等改正がございまして、これは国の障がい者制度改革推進本部の検討を踏まえ、障害福祉施策を見直すまでの間、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律、要はつなぎ法という形でございます。概ね来年の 4 月が施行になっておりますが、一部前倒しで施行するものもあり、また、4 月 18 日には、国の障がい者制度改革推進会議、障害者基本法の改正案が示されたという記事がございました。閣議決定を待っている段階だということですので、国会等でいろいろ審議されるのではないかという報道もございます。従いまして、今回の計画ではそういったような国の動き、法改正の状況等を反映しながら内容に盛り込んでいければと思っております。委員の皆様にはタイトなスケジュールの中で様々なご苦勞おかけするようなことになるかと思いますが、文京区にふさわしい障害福祉計画、障害者計画を策定してまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【椎名障害福祉課長】**

それではこれから部会の方に移りますが、今回、皆様初めて顔を合わせることですので、委員の皆様から自己紹介していただきたいと思っております。

**【高山部会長】**

高山でございます、よろしくお願いいたします。東洋大学の社会学部で教員をしております。文京区では地域福祉協議会、自立支援協議会それに障害者の認定審査会もやらせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【富所部会員】**

民生委員・児童委員協議会の富所由紀子と申します。このたび民生委員障害者部会の会

長なり、こちらに配属されたと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【齊田部会員】**

文京区心身障害福祉団体連合会の会長の齊田宗一と申します。よろしくお願いいたします。

**【佐藤部会員】**

知的障害者の明日を創る会の佐藤です。よろしくお願いいたします。

**【安達部会員】**

あせび会支援センターの安達と申します。あせび会支援センターは千石で活動しており、精神障害者の地域支援をしている事業所になります。よろしくお願いいたします。

**【丁部会員】**

公募で参加させていただいております。丁と申します。仕事は国際文化交流をやっており、日本と中国の障害者交流も行い、プライベートで障害のある方の就労支援のNPOにも少しかかわっております。よろしくお願いいたします。

**【小西部会員】**

文京区心身障害福祉団体連合会の副会長をしております、小西と申します。よろしくお願いいたします。

**【上村部会員】**

知的障害者の明日を創る会の上村と申します。よろしくお願いいたします。

**【藤田部会員】**

家族会と申しますが、正確には精神障害者の家族を持った親の会でございます。よろしくお願いいたします。

**【江澤部会員】**

社会福祉法人文京槐の会の江澤と申します。法人の事業といたしましては、知的・身体に障害がある方たちの生活介護事業「はーと・ピア」の運営と居宅介護事業、移動支援の「くっしょん」などを運営しております。よろしくお願いいたします。

**【杉崎部会員】**

特別支援学級連絡協議会から参りました杉崎と申します。文京区の小学校で特別支援学級がある学校が4校ございましてその親の会の代表ということで参りました。よろしくお願いいたします。

**【大石部会員】**

福祉センターの児童デイサービスのひまわり園の父母会の代表できました。大石と申します。一年間よろしくお願いいたします。

**【新名福祉センター所長】**

文京福祉センター所長の新名と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**【辻保育課長】**

保育課長の辻と申します。よろしくお願いいたします。

**【渡邊特命担当課長】**

福祉部特命担当課長の渡邊です。よろしくお願いします。

**【椎名障害福祉課長】**

なお、伊藤教育指導課長は遅れるとの連絡がありました。また、石原保健衛生部・文京保健所参事は欠席ということで、代わりに國村保健予防係長が、ご質問等に対応していただけるとのことです出席していただいております。私は先ほども言いましたが障害福祉課長の椎名でございます。

**【伊藤教育指導課長】**

すみません。ちょっと至急の電話が入りまして遅くなりました。申し訳ございません。教育指導課長をしております伊藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【椎名障害福祉課長】**

それでは委嘱式と自己紹介が終了いたしました。皆さんどうもありがとうございました。ここで部長は退席とさせていただきます。この後は、部会長でございます高山先生に司会をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**【高山部会長】**

改めましてどうぞよろしくお願いします。来年度ですから24年度ですよ。3年間の計画を立てるということになります。前回21年度から23年度の計画を立てるときに、20年度の前の夏に、私は文京区から委託されまして、250名の障害のある方の実態調査をさせていただきました。家庭訪問させていただいたり、あるいはお母様方とお話をしたりして、特に生活のしづらさというところを浮彫にしたいということで三障害、実態調査させていただき、それを基にしてこの三年間の計画を立てたとそういうプロセスがあって、そこに関わらせていただきました。今回どうやるかどうかは別にして、やはり障害当事者の人たちの声を反映できる形で、この計画に盛り込んでいく事ができればと考えています。しかしながら、この障害者の計画というのは実は三つの障害もそうですけども、また年齢のこともそうですし、それから単なる福祉に限ったことではないわけですね。様々横断的に課を飛び越えた形で教育や福祉やあるいはいろいろ飛び越えていかなければいけないという総合的なものであります。是非皆様のそれぞれの場において、個々の経験においての忌憚のない意見を出していただき、そして障害当事者の声を反映した形でのものを合意形成することができたらなと思っておりますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。

では、事務局から連絡事項があればお願いします。

**【椎名障害福祉課長】**

それでは会議のルールを含め確認させていただきます。本日の出欠状況ですけれども、公募委員の亀田委員からご欠席の連絡をいただいております。また、まだいらしていない歯科医師会代表の鈴木愛三委員については後ほどいらっしゃると思います。幹事について

は石原保健衛生部・文京保健所参事が欠席でございます。

次に資料を確認させていただきます。事前に送らせていただきました資料に加えまして、席上配付資料ということでいくつかございますので、ご確認いただきたいと思います。基本構想と基本構想実施計画、それに「みんなのための障害者自立支援法」というパンフレット、「障害者計画の改定について（案）」、「文京区障害者計画の策定にあたって」、また横の向きの説明用参考資料として「文京区障害者計画と施策の取り組みについて」、A3の大きな紙で「障害者計画の改定スケジュール」、もしないものがあれば、手を挙げてください。

**【江澤部会員】**

すみません。事前に送付された資料が送付されていないのですが。

**【椎名障害福祉課長】**

大変申し訳なかったわけですが、通常は一週間前送付を目標としておりますが、着いたのがおととい昨日ということになってしまったと聞いております。どうも申し訳ございませんでした。資料の確認大丈夫でしょうか。

**【高山部会長】**

それでは会議の運営のルールについて確認をしておきたいと思っております。事務局よろしいですか。

**【椎名障害福祉課長】**

「会議の運営について」は、改めてペーパーでもお配りしたいと思っておりますが、基本的なことをご説明させていただきます。本部会は、地域福祉推進協議会の中の一部会となっておりますので、基本的には部会はみんな同じルールでやらせていただきたいと思います。まず、原則として会議は公開し、傍聴を認めるということでございます。また会議録は皆さんの実名を載せて作成させていただきたいと思っております。そのため、皆さんの発言内容の正確を期すために、録音をさせていただきたいと思っております。ご了解いただけますでしょうか。次に、会議の資料についてなるべく早めに送付したいと思っております。また、会議の内容・スケジュールについては、なるべく早めに、先の予定までご連絡したいと思っております。区報またはホームページにも早めにお出ししたいと思っております。傍聴の定員数は、部屋の大きさで違ってまいりますのでその都度定めるということでございます。また、会議録を作るにあたっては、次回からは事業者が録音し作るという形になっております。内容に関しては必ず皆さんに発言のご確認を得てから公表するという形をとりたいと思っております。その後、ホームページ等で公開することになっております。

以上でございます。

**【高山部会長】**

今のルールですが、よろしいでしょうか。公開、傍聴を認める、それから会議録は皆さんの名前が入ってくるということになります。ではよろしく申し上げます。では今日の会議の予定を事務局より申し上げます。

**【椎名障害福祉課長】**

本日の段取りですが、先ほど委嘱式後、第一回の部会の開始ということで、皆様に基本的な情報を確認していただき、共通認識を持っていただくために、基本的事項について、説明させていただきます。私からは、障害者計画等についての説明、その後、講演ということでございますが、高山先生に簡単にお話いただこうと思っております。その後、「文京区地域福祉計画の改定について」、改定方針については親会である地域福祉推進協議会で既に方針が出ていますが、この説明をさせていただき、皆さんと共通認識を持ちながら部会を進めていきたいと思っております。また、次には「障害者計画の改定について」ということで別紙を席上に配らせていただきました。最後に「障害者・障害児の現状について」という資料に基づき説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

**【高山部会長】**

今日、第一回目ですので情報を共有したいと思っております。またこの一年間で計画を改定していくということになるかと思っておりますが、よろしく申し上げます。それでは事務局の方から障害者計画あるいは文京区のこれまでの取り組みのことについての説明をお願いしたいと思っております。

**【椎名障害福祉課長】**

資料の内、A4の横のもので、説明用参考資料としてホチキスで綴じてあるものと、その後高山会長からお話いただく「文京区障害者計画策定にあたって」をご用意ください。また、皆さんの中には障害者自立支援法は非常に詳しくという方もいらっしゃると思いますが、パンフレットを使って簡単にふれさせていただきたいと思っております。

まず、横になっている方の資料で、全体的な流れを確認していただきたいと思っております。「障害者施策の動向」と書いてございます。昭和45年からの動向が書いてありますが、推進体制の欄では障害者施策推進本部という記載がありますが、直近では皆さんもご存じのとおり障がい者制度改革推進本部・推進会議で精力的な検討がされているという状況でございます。次の段が「主な事項」でございます。障害者基本計画、重点施策5か年計画、また障害者基本法の改正というようところが近年の動きとして載っているということでございます。また海外、「国連等」を見れば国際障害者年に始まり現在は障害者権利条約、国連総会での採択が18年、日本の署名が19年、条約の発効が20年にされたと、日本は締結はまだということになりますけど、こういった背景の中にあるということ把握していただければと思います。次のページが障害者施策に関わる関連法令の動向ということで、一応みていただきますと、一番上の方は全体的な枠組みということで平成16年障害者基本法の改正から始まりまして21年4月のところは障がい者制度改革推進本部の閣議決定となっております。次の段が「生活支援」になっています。こちらは発達障害者支援法の成立、自立支援法。次の段がバリアフリー新法等の法整備について記載されております。次が教育関係となっております。一番下が就労支援関係ということで改正障害者雇用促進

法の施行など改めて確認いただければと思います。次の3ページは「障害者基本計画と障害者計画の関係」と書かせていただきました。今日は文の京ハートフルプラン文京区地域福祉計画をお持ちのことと思いますが、ない方は、手を挙げていただければ。

この計画の性格としては、障害者基本法の障害者計画、障害者自立支援法上の障害福祉計画の性格を持っているということでその関係が出ているのが3ページということでございます。障害者基本法の枠組み、国の枠組みというのが大きな字で一番右の方の枠の中に入っております。基本的な方針や分野別の基本的方向等いろいろ書いてあります。その中の小さい「生活支援」というところに注目していただきたいと思います。また、一番下の列の市町村と書いてある、市町村障害者計画が19年から義務化ということが背景にあると踏まえていただきまして、4ページの障害者計画との関係ですが、障害者基本法に基づく障害者計画の中の生活支援。この部分の障害福祉サービスに関する3か年の実施計画的な位置づけが障害福祉計画ということでございます。左の方に枠で囲った3つございますけど、様々な障害福祉計画の位置づけの仕方があるという例ですが、文京区の場合は一番上の方に書いてあるものでございます。こんなことを頭の隅に入れていただきたいということで参考資料として出したものでございます。次のページからは、文京区の障害者計画がどうなっているかの説明になっております。文京区の障害者計画21から23年度ということで、今現在動いている計画ですけども、重点課題として4つ示させていただいたと、これは先ほど高山会長の方からご説明があった経緯からできたものでございますけども、一つには自立生活支援に向けた地域資源、相談支援体制の充実ということでございます。日常生活支援サービスを充実させる、これはソフト面でもハード面でもございます。この中には、地域移行型入所施設の整備を打ち出したということが特徴的なことかと思っております。また次の地域自立支援協議会と相談支援体制の確立では、自立支援協議会の方も充実した形で今取り組みが行われております。相談支援の事業者も増えてきているという状況もありますが重点課題としたということでございます。2番目として障害者就労支援センターを中心とする就労支援ということでございます。平成19年障害者就労支援センターが文京区にできまして支援体制の充実、職員体制の充実をはかり就労支援事業者との連携を深めながら取り組んできたということでございます。またネットワークについてはハローワークとの連携を進めるなどが、重点課題の一つということになります。3番目は関係機関の連携による子供の発達・育成への支援ということで、療育相談の充実、保健・医療・福祉・教育等の連携ですとか早期障害の発見、また発達段階に応じた支援の充実、就学前後の切れ目のない支援ということを重点課題にしたということでございます。最後に人にやさしいまちづくりということでバリアフリーの道づくりや外出支援サービスの充実で社会的参加を支えていくことや、加えて障害に対する理解の促進も重点課題としているのが今の計画でございます。最後のページは主な計画事象の進捗状況ということですが、まだ22年度データも出ていないところもございますので、確実な数字というのは今後皆さんにお知らせする機会があると思いますけども、大体の状況を見ていただければと思

す。

上から先ほどの重点課題と沿った形で、障害者自立支援法上の訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、内容としてはホームヘルプ、重度訪問介護その他が書いてございます。そして進捗状況、ホームヘルプ、グループホーム・ケアホーム、短期入所云々では高い実施率になっている、目標値を設定しているものですが、高い実施率になっているということでございます。グループホーム・ケアホームは区内にあまりできていませんが、文京区民が区外にある施設を利用した場合も含めた実施率ということでございます。また相談支援の充実ということでは相談支援事業、地域自立支援協議会、特に地域自立支援協議会については親会のもとに相談支援、権利擁護、就労支援の3部会を設置したというようなところがございます。部会の検討は大分取り組みが進んできたのかなと思っております。次は就労支援ということですが、就労支援センターができ、新規の一般就労の方が増えてきております。身体、知的、精神障害、特に近頃では精神障害のある方の就労が進んできているという傾向がございます。また、子どもの発達育成の支援ということで児童デイサービス、放課後居場所対策、福祉センターの児童デイサービスを見ると非常に高い実施率ということになってございます。またひとにやさしいまちづくりでは道・公園・トイレのバリアフリー、移動支援、情報のバリアフリー等が書いてございます。ハード面のバリアフリーに関しては計画的に進められており、例えば公園内の「誰でもトイレ」の設置や歩道の通りにくいところを直すのとか、そういったかたちで進んできているということでございます。また社会的な参加では、移動支援事業については非常に高い伸びを記録しております。大まかに言えば、実施率は目標数値に対して高くなっているサービスが多いということでございます。最後に、今後の主な予定を記載いたしました。福祉センターの建替えについては、大きな福祉資源が文京区の中にできるということがございます。次に放課後居場所対策の拡充ということでは平成23年7月に若駒の里に新設し、槐の会の1か所と合わせ2か所になります。またグループホーム・ケアホームの新規開設も予定されており、ご紹介させていただきました。

また、こちらに用意した冊子は、比較的わかりやすく自立支援法が解説してありますので、今後何かの時にこれを見ると流れとかがわかりやすいのではないかと考えております。3ページのところが自立支援法によるサービスのしくみ、どんなサービスが自立支援法のサービスなのか、その次のページでそのサービスが詳しく出ています。6ページには利用までの流れなど、わかりやすく説明されており、受給者証について、8ページ以降では調査、審査・認定、利用意向の聴取・支給決定、有効期間、費用についての負担など、ベーシックな情報が記載されております。14ページ以降については医者にかかる費用、医療費についての記載もあります。最後のページは地域生活支援事業。比較的ポピュラーな事業が地域生活支援事業でやっており、相談支援、コミュニケーション支援、移動支援、日常生活用具の給付という事業が主な例です。以上です。

【高山部会長】

はい、ありがとうございました。基本的な今の流れ、それから制度について説明いただきましたが、私の方からA4 1枚レジュメがありますけども計画策定にあたって少し問題提起というか確認させていただきたいと思っています。その後、少し議論できるといいなと思っております。

今障害のある方を取り巻く状況を見ると、政権交代で障害者自立支援法を廃止すると言ったんですね、その流れでいわゆる障がい者制度改革推進会議ができて精力的に会議を展開してきている、いたわけですね。しかし政権の状況と大震災の影響で、混沌としてきているという状況があります。ただその流れというのは基本的な流れは書いてありますようにいわゆる地域で生活をするんだ、あるいは地域でその人らしく生活をしていくんだ、そういう流れであり、その支援だということは変わりはないというふうに思っております。地域で当たり前で生活をするというノーマライゼーション、今度はソーシャルインクルージョンという形になってきているわけでありまして。そういう意味では文京区においてその人らしく生活をしていくということにおいて、計画をどうするのか、ということだと思います。またもう一方で差別、あるいは偏見というものはまだまだ根強いという意味でのそこをどういうふうに意識を変えていくのかということもある意味で問われてくるわけでありまして。その流れの中で障がい者制度改革推進会議というところで検討していますが、この会議のメンバーは多くは障害のある当事者の方ですね、このメンバーはもともと障害者の権利条約を批准するため、批准をめざしていた準備をしていたということでそういう人たちのメンバーがやっているのですね、そういう形になっています。ですからこの改革推進会議の内容そのものはご存じかと思いますが、障害者の権利条約を批准するということが大きな目的になっています。ただ条約というのはいわゆる障害者の権利宣言とは違いますので条約を批准するには、一般的には国内法や制度よりも上位概念となりますから条約にあっていない制度や法律を変えていかなければいけない、あるいはなかったら作っていかねばいけないというようなことに一般的にはなっているということで、障害者自立支援法というのをいわゆる障害者総合福祉法に変えていく、そしてもうあと2つ、一つは障害者虐待防止法これを作っていく。児童虐待防止法はあります、高齢者虐待防止法も施行されていますが障害者のはないということで、これはあの骨格というかスキームはできているのですけども、このことも検討しています。それからもう一つは障害者差別禁止法ですね。これは一番早く作りたいとかこれを本当に作りたいとか、差別のスケール、物差しというのをはっきりすることによっていろんな問題を解決することができるんだらうという、そういうことでこの3つの法律を障害者権利条約とともに準備をしているところですが、そういうベクトルは合っているのですけどもベクトルに対してやはり難しいというような意見も多々あるというのが現状です。特に差別禁止法に関しては障害者差別禁止法ですから差別は障害者だけではありませんからここでそういう特化したものを作っているのかという国からの意見も強いんですね。ですからこれに関してぶれてきている部分があるのですけども。そういうような状況下に今あるということです。障害者の権利条

約は批准するあるいは批准しなければならないという中にありますので、この障害者の権利条約ということがもし批准されたとすると仮定してこの計画もある意味では規定されてくるということです。ですから条約の内容は抽象的な内容でありますからこれをどういうふうに具現化していく、計画していくかということが一つ考え方も具体化することがあるのではないかという感じがしています。御存じのようにこの条約はいわゆる当たり前の生活の保障ということで新しいことが書いていないのですね。これまでのいろんな宣言であるとかそういうことがまとまっているということであって基本的人権あるいは自由、平等そういうことの尊重それを促進するというのが書いてあります。ここで重要なスローガンがありまして、「私たちのことを私たち抜きで決めないで」というこのスローガンなんです。いわゆる **nothing about us, without us** というこのスローガンがこの権利条約並びに推進会議等々でそれを具体化していくというスローガンですね。本人あるいは障害当事者の声をどう反映させていくのか、あるいはその声に基づいていろいろな計画を立てていく、あるいはその政策に反映させていくということがこの流れとしては不可欠だろうということです。ですからある意味ではこの策定の部会も当事者の方が本来ならばもっといなければいけないと思っています、個人的には。多くなってしまうといういろいろな限界はありますので、その当事者の方の声をどういうふうに反映していくのかということをおよび皆さんのルートからここに持ってきていただきたいと同時に、あとでやりますがまた既存の委員会等がありますので、またそういう当事者の方の声を反映していく別との関係性みたいなものを部会でどう作っていくのかということは是非皆さんからのご意見を伺いたいと思っています。3のところですけどもそういう意味ではこの計画の策定にあたってはやはり文京区の独自性というか文京区というところにおいて他の自治体とは違った形で計画、独自性のあるものを作っていく必要があるというふうに思います。何回も言いますが障害がある方、子供たちも含めて声を反映したいということが一つあります。これは簡単に言えますけれども実態は難しい部分もたくさんあるかと思いますが、ここが一つあります。そのためには障害者の関連の委員会あるいは既存の委員会そういうものがございましてそういうものとの連携を図っていくようなことをしたいというふうに思っています。特に地域自立支援協議会、先ほど椎名課長からありましたように地域自立支援協議会の中に相談支援、それから権利擁護、それから就労支援の各部会がありますので、またそこに関係している委員の方々もおられます。ほかにも教育のところとも連携を図っていく形がとれたらなというふうに思っています。それからいわゆるこの条約、新法ですね。これが制度化されるかどうかというのはわかりませんが、例えば虐待防止法というのは別に法律があってもなくても虐待に関してどうするかということをお考えなければいけないというふうに思っております。法律ができつつあるということでもありますので、条約や新法を想定したということの計画ということもあり得るというふうに思っております。それからご存じのように福祉センターが新しくなるということで、後でまた渡邊特命担当課長から情報をいただき共有化したいと思っています。この新福祉センター、五中の跡地ということで決まりましたけれども

いろいろ進んできているということを知っておりますので、これは文京区の特に障害のある方にとって重要な社会資源の一つだと思います。27年4月ですね。そしてこの計画とも、ある意味で連動してくるといふか、関連性がなければいけないと感じます。業務内容との関係においてどれだけそれがうまくマッチングするのかわかりませんが一つのポイントになろうかと思っております。それからもう一つは大震災ということがありました。文京区にも防災計画があると思いますが、いわゆる障害のある方における防災のところをやはり計画の中にどう落とし込んでいくのか、これはもともとそういう課題はありましたけれども、この大震災においてなおさらこのところを考えていかなければならないという課題になったということかもしれないと思っております。また、ここには書きませんでした、やはり私は権利擁護の仕組みシステムをどういふふう構築していくのかということが必要かと思っております。成年後見制度の関連とか特に判断力が低下している当事者の方々に対してのそういう仕組み、あるいは支援というのをどうしていくのかということも非常に重要な課題であるというふうに思っております。そういう意味でこの計画策定にあたっていくつかの私の思いみたいなものも含めて少しお話をさせていただきました。以上であります。椎名課長の説明と私の今のところも含めて何かちょっと質問等があればと思いますが、いかがでしょうか。たぶんこの後も説明後質疑応答があると思っております。

**【椎名障害福祉課長】**

たぶん今の障害者計画の改定のくだりのところで同じようなことが出てくるかと思いますが、防災の話例えば今現在ですね、保護者会でも議題は別のことであっても話はほとんどこの防災、震災の話になります。江澤委員は先々週でしょうか石巻、気仙沼とかに行かれて支援をしていらっしゃると思いますし、私どもの職員も来週には釜石に行く。そういった情報を皆さんに出していただいてまた私どもも出すとよろしいのかなと思います。

**【高山部会長】**

この後の改定の説明のところでも同じ話がでてきますので、今大雑把に一気にはじめましたから細分化していく中で是非議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それでは進めていきながら今のところも含めてというふうに思っております。それでは地域福祉計画の改定についてですね。事務局より説明をお願いします。

**【椎名障害福祉課長】**

事前送付資料の1ページ目、右上の方に資料第一号と書かれている資料がございます。文京区地域福祉計画の改定についての改定方針というのがございますけれども、これは先ほども説明したとおりでございます。親会の地域福祉推進協議会で既にこの方針が決定されて承認されたもので、この考え方は共有する必要があるということで説明します。まず改定の方針ですが、これは23年度に見直しを行うこと、子育て支援計画は別のスケジュールになっています、ということが最初に書かれてあります。改定の方針の2番目としては改定の基本的な考え方、現状と課題、分野別計画というような形を踏まえるということ。

これは今までのとおりの基本的な考え方です。3番目には基本理念と書いてありますが、別紙2で後ほど説明させていただきます。計画の期間については先ほど説明したとおり3年間ということになります。また、保健計画等ありますが、1の一番下(5)のところ、福祉計画の策定は、文京区基本構想実施計画との整合を図るといようなことがございます。こちらの方も後ほど説明させていただきます。次に、検討体制、役割分担というところでは親会の方の地域福祉推進協議会と検討部会で検討して地域福祉推進本部で最終決定を行うということでございます。この計画については区長をトップとする本部で決定するという形をとっているということでございます。協議会の役割等についてこういった形のもので(2)の方に書かれています。ページをめくっていただきますと上の方は割愛させていただきます、3の検討スケジュールと書かれておりますが、ここに大まかな全体の流れが出ていますのでここは確認していただきたいと思っております。協議会メンバー構成など3月の下旬に大体検討が行われてきた、また4月の中下旬には、部会の立ち上げを考えたということでございます。このあと6月7月議会等を経て8月下旬には中間の集約ということで、体系の大枠を示していきたいということでございます。また10、11月で、「中間のまとめ」こちらの方はさらに細部までにわたって検討を進めて全貌のお示しするということが必要となります。それに対し、11月下旬にパブリックコメントを実施し、広く意見を伺う機会を設けるということを経て、2月中旬には最終案を確定していくということになってございます。地域福祉計画改定の全体の流れということでございます。そして3月に冊子とする、冊子については、1冊の中に地域福祉計画のすべて、高齢者・介護計画、障害者計画等を盛り込む場合もありますが、今回はそれぞれ別冊とし、障害者計画も1冊設けることとしています。これは事前の決定ということで、独自性のある冊子ができるというふうに考えてございます。次に、検討部会の開催予定と書いてございますが、後ほど詳細説明させていただきますが、7回ということが予定されており、予算的には決まっています。一応7回程度の中でこれできちっとやっていきたいなと思っております。次のページは別紙ということですが、地域福祉計画の構成ということで見ただくとこんな形になっております。改定に当たっての基本的な考え方が書いてございます。現状と重点課題については地域特性が当然出てきます。分野別計画としては5つの構成になっています。次のページは基本理念について、非常にベーシックな内容ではございますが、前回は引き継ぐ形になってございます。次のページが横にして見ただくと、体制の概念図ということで文京区としてはこういった形でやっております。決定機関である地域福祉推進本部から地域福祉推進協議会に検討を依頼する。地域福祉推進協議会は各分野別検討会に検討を委任するという形でございます。大体こういった形で検討が進められていくというイメージでございます。福祉計画のご説明としては以上です。

**【高山部会長】**

ありがとうございました。地域福祉計画ですね、この改定については地域福祉推進協議会ですか、地推協という名称で言っていますがこれが親会でありまして、これの承認とい

うかこの計画の中にあるということでこの部会で新たに定めるということはありません。この地推協による考え方を確認していくということになろうかと思えます。今説明ありましたが何かご質問ありますでしょうか。地推協の委員の方もおられますね。

【椎名障害福祉課長】

半数が地推協の委員です。

【高山部会長】

皆さん地推協の委員になっているということですので、何か補足があれば、よろしいですか。それでは次の議題についてよろしいでしょうか。次の議題は障害者計画の改定についてということでよろしいですね。よろしく願いいたします。

【椎名障害福祉課長】

次の議題は障害者計画の改定についてです。資料としては事前配布資料の6ページA3資料第2号と席上に配布の「障害者計画の改定について(案)」というA4の資料です。

まずA4の方の「障害者計画の改定について」ですが、案となっています。事実記載の部分とご提案の部分とがあります。その辺も説明させていただきたいと思っております。まず(1)として障害者計画の法的位置づけは先ほど説明のとおりでいくつかの性格を持った計画ということでございます。特に自立支援法上の障害福祉計画としては年度ごとの数値目標が必要、障害福祉サービスについて必要というようなことです。これは、法的位置づけの中から出てきます。2番目に留意事項ですが、1番については当然の記載ですが、その下は、昨年度策定した文京区基本構想及び基本構想実施計画その他の計画との整合性に留意するというところでございます。子育て支援計画は前年に作られていますが障害部分の記載がございます。整合性を図ったり、理由のあることであれば変更も当然出てきます。

席上にお配りした基本構想と基本構想実施計画は、少し重いですが是非、お持ち帰りいただければと思っております。まず基本構想の14ページを見ていただけますでしょうか。障害者福祉、分野別の将来像、10年後にあるべき姿、実現に向けた基本的取組等が書かれています。基本的な取り組みの中にはハード・ソフトの充実や、相談体制の充実など様々なものが入っています。こちらの方の考え方を留意するというところでございます。この中には、会長のご説明にあったような部分も入ってございます。(2)の⑦では合理的配慮という言葉を使いましたが、そういったことも浸透させていくんだというようなことも入っています。文京区基本構想実施計画は、基本構想を実現するための実施計画ということになります。実施計画と他の計画の関係ですが、例えば福祉の計画、保健の計画、アカデミーの計画だとかそれぞれ予算の整合性等を考えて策定している計画でございませぬが、実施計画は、区としての整合性を図りながらの3か年計画、予算の裏付けがあるという意味に近いような計画です。60、61ページには、障害者福祉という形で「将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性」から始まり、主な指標が記載され、63ページ以降には計画事業が載っています。これらは既に承認された計画ですので、念頭に置く必要があります。しかし、全部これと一緒にというのはまた別ですが。またA4の方に戻っていた

できますと、留意事項のウとしては障害者制度に関する国動向を踏まえる必要があると、これも当然のことですけれども会長からご説明があったとおりでございます。またどういった動向になるかこれは私どもとしても注目しながら情報を得、提供する、また提供していただいていることもあります、こちらの方も踏まえていく必要があると思っております。

次の3番目ですけれども改定に当たっての実態把握の方法ということでございます。通常は、前年に実態調査等をやります。平成17年の時には郵送によるアンケート調査を悉皆的にやり、全員ではございませんが相当数を調査し、その情報を計画に反映させました。また平成20年の時には先ほど高山会長のご説明のとおりインタビュー調査を249名だったかと思いますが実施し、深く掘り下げていき、重点課題を抽出したということでございます。

今回は、各種統計調査データの活用、これは私どもの持っているデータの中で実態把握に資するものを活用し分析する、また6年前の調査や3年前の調査のデータの活用も検討する、また、東京都の実施した障害者の生活実態調査、こちらはかなり詳細な調査になっておりますが、これも活用し、実態把握に客観性も与えていこうということでございます。

また国の22年度の障害者白書なんかも細かく出てございます、さらに、関係団体・当事者等との意見交換アンケートの実施を合わせてやっていく。それから先ほどもありました自立支援協議会をはじめとした関係機関との連携をし、当事者の意見を吸い上げていくことも必要であるということでございます。最後に、コンサルティング会社の活用ということで、次回以降はコンサルティング会社の担当スタッフ、障害福祉に詳しい方がついてこの場にいることとなります。その方が会社としての情報収集能力そういったものも活用しながら今回は進めていきたいと考えております。皆さんからの情報要望や、私どもだけではなかなか対応できない部分もそういった機能を活用していきたいと考えています。このように、総合的に実態把握をしながら、重点的な課題や、また体系に結び付けていきたいと考えているというのが3番目でございます。4番目の検討体制ということでは、この部会で検討するということは当然ですが、先ほどから出ている地域自立支援協議会は12月3日の法改正の中で、法的な位置づけがされた協議会です。この協議会が設置されている場合には、障害者計画を作る場合には、意見を聴くように努めるということになってございます。これを有機的に活用していこうということでございます。今現在は、例えば就労支援部会では、細かくその下に、知的・身体の部会、精神の部会、学校の部会というような会で検討できるような体制をとっており、対応力は備えてきておりますので、利用していきたいと思っております。5番目の障害者計画の構成というところは、地域福祉計画推進協議会の決定ですが、改定に当たって、計画の考え方、現状と課題を分析、計画事業と目標の設定ということでございます。次にA3の長い方見ていただくと、これまでの文京区障害者計画の体系が記載されていますが、左の方の枠に囲ってある方が文京区ですが今の計画とその前の計画18-20年の体系図です。大項目については変わっていませんが、中

項目以降21-23年度の体系では拡大、充実していったということが見て取れるかと思えます。参考に第2期東京都障害福祉計画の体系を載せさせていただきましたが、比較的似たような体系となっております。文京区としての特徴としては、就労支援を単独で大項目としたところなどですが、今回はどうするのか、前回は踏襲していくのか、実態把握等を踏まえながらご提案をさせていただきたいと思っているところでございます。

障害者計画の改定についての説明は以上になります。

**【高山部会長】**

ありがとうございました。今のご説明であります。少しここで議論、協議したいと思えます。ひとまずご質問等があればと思えますがいかがでしょうか。A4のこのところがあります(3)ですね実態把握の方法であります。実態把握をしっかりとそれを計画に落とし込んでいくわけでありますので、この把握の方向あるいはここに書いてあること以外に何か皆様の方で案があればというふうに思えますが、こういうところも重要なところかなと思えますがいかがでしょうか。何でも結構でございます。

**【椎名障害福祉課長】**

確かに本来はここが一番重要な部分で前もって相当程度検討していただいて来ていただくことが必要だったと思うのですが、ちょっとこれは席上配付で大変申し訳なかったわけで、皆さんすぐに意見が出てこないということがあるかもしれません。次回の資料が非常に重要で議論をしやすくできればと考えています。

**【高山部会長】**

そうですね。なにかありませんでしょうか。江澤さんどうですか。

**【江澤部会員】**

先ほど部会長の方から権利条約に絡めた私たちのことを私たちぬきで決めないでというフレーズの紹介があったのですが、今回策定に関わる委員さんの中にももちろんご家族の方がいらっしゃいますよね、ご家族の方はもちろんそれなりに貴重なご意見をいただけるものと思えますが実際に当事者というのはいかがなのでしょうか。事務局としてどういうふうに考えられるのか、一つ確認したいということと、インタビューの対面の聞き取り調査が実施されたという中でこのハートフルプランの中で、親御さんが高齢になられた後の生活不安から入所施設を強く希望される声が聞こえたというところがあるのですが私たち対面インタビューの中で本人から入所施設に行きたいという確率は極めて低いように思うのですね、そこらへんはさもこう整合性があるような報告を書かないでしっかりとその実態は書いた方がいいと思うんですね。あるいは調査方法をしっかりと検討すべきじゃないかなと思えますがいかがでしょうか。

**【椎名障害福祉課長】**

いくつかありましたけど、まず調査の関係ですけど、どんな調査があつてどんな計画になった、その調査の目的がどうだったかという分析を私の方でさせていただいています。はじめに結果ありきに近かったのではというようなことも考えられなくはないですけども、

やはり重要な課題とかは調査の中から出している部分もあるなという感じでした。ただ前回の調査でも高山会長中心の調査、相当のご努力だったと思うのですが使い切れたのかどうか計画に反映できたのかどうかというとなかなか難しい部分もあるのかなという点では、今回も深く掘り下げた部分については使える部分も当然でてくるなと考えており、こういった調査をさらに活用するのも一つだと私どもは考えているというところでございます。当事者の関係ですけれども当事者が入ったほうが良い、これは今の感覚から当然でありますし、そういった形はあると思います。ただ当事者の意見をどれだけ吸い上げられるかとなった場合に障害のご状態によって、話しやすいような環境設定がされた方がいい方々もいるし、そうでもない方もいらっしゃる。どういうふうにしたら意見をいただけるかどうかを検討する必要があります。その一つの手段として地域自立支援協議会は柔軟な活動をしており、その中のバリエーションとして当事者が入っていただくような形は現実的な対応ではと私は考えています。

**【佐藤部会員】**

平成20年度のインタビューの調査についてですけれども、大変たくさん東洋大の学生の方を中心にやられたと思うのですが、やはり親御さんと一緒にインタビュー受けた方がいらっしゃいますよね。ですから親御さんの意向みたいなものが反映されているのかなということも一つあると思うのですね。本当に障害者個人がインタビューを受けた人が何人いるのか、障害の程度によって違うと思いますけれども本当にきちんと答えられてアンケートにきちんと回答できたかどうかということがちょっと私には疑問かなと思います。

**【高山部会長】**

限界があるわけですね。面接調査というのは。

**【佐藤部会員】**

ですから面接をどういうふうに抽出したかというのも一つありますし、だからその部分でどういうふうに活用していくかということが大事になってくるのではないかなと思いますけど。

**【高山部会長】**

もちろんそうですね。ですから限界ももちろんあるわけで、今の議論というのは親御さんと当事者の人は違うってということなのですね。違うってところが顕在化しにくいところの声あるいは声なきと声をどうするのかというところを一つありますよね。

**【佐藤部会員】**

親の思いと子どもの思いと一致はしていないと思いますし、ですけれどもそれに対してインタビューに対して重度の方などは答えられないですよ。親の思いが反映している。入所があったほうがいいとかグループホームがいっぱいあったほうがいい、地域生活のためにグループホームが必要だという意見とかそれはいろんなことがあるのできちんと捉えた上での計画でなければこれからの住みたいところに住むという障害者の希望は叶えられないと思うのですけどいかがでしょうか。

**【江澤部会員】**

課長の方からはご家族あるいは親御さんイコール当事者ではないのだというご説明があったので、それはそれでいいと思います。ただやはり高山会長の方から先ほど権利擁護もしっかりやるのだという話があって、そこらへんの整合性がないような調査のかけ方は悪いだらうと思うんですけどね。

**【佐藤部会員】**

私もそういう意味で申し上げたのです。

**【椎名障害福祉課長】**

前回の調査は、非常に高いスキルを持った調査員と高山会長がやったからできたわけですけども、ちょっと詳しく言わせていただくと身体障害者の方に関しては64人全部本人からの調査です。知的障害についてはご本人の調査は12人、保護者からは27人、あわせて39人。精神障害のある方についてはご本人が48人、家族会から17人。就学前児童と就学後児童それぞれ27人、8人ですけども全て保護者。加えて障害者団体からも行っていますが、どういうふうに向うかは相当アプローチの仕方から高山先生を中心として練られた結果出てきたものであると思います。

**【高山部会長】**

今のご意見伺うと、いわゆる判断力の低下している方々に対しての面接調査には限界があるのです。その時に本人の声を代弁する人たちに聞くというところの層を作っていけばいいというのが前回の一つの反省点ですね。そういう人たちがどこにいるのかということですけども、そういう意味では事業所というところのスタッフの人たちに調査をするとか、そういう意味ではいくつかの調査を重層的にやっていかないと一つの調査だけでは難しいということだと思いますけど、そういう工夫はこれから必要かもしれませんね。ただその視点は今確認できたと思いますね。他にはいかがですか。

**【小西部会員】**

今の場合保護者の方と障害者の方という構図だったですけど先ほど先生もおっしゃったと思うんですけど身体の場合では、例えば僕は肢体障害ですけども当然に視覚や聴覚障害とは全く違うので、例えばこういう会においても身体障害者の関係で僕だけとなると間違いなく全体の代表にはなれない、僕もおぼろげにはわかっていますが確実にはわかっていないので聴覚や視覚障害の方の代弁をするというのはかなり難しいと思われまます。これはなにもこの部会だけではなくて今後役所のいろんな委員会等がありますが、そういう中にも僕は当事者がもっと入れるような形がとられてきたらいいのかなとふうに思います。それに、ぼくたちのことはぼくたちで抜き決めないでということに関連して、やはり今回権利条約で一番大きなことは、権利の客体から主体へということだと思うのです。その辺がなんかうまく反映できるような形になればいいのではないかと思います。

**【高山部会長】**

今日はなんか、わりと自由に意見を出していただきありがとうございました。視覚障害・

聴覚障害ということには調査したのですね、前回。ただまあ今回そういう方をおられますので。他にはいかがでしょうか。

【佐藤部会員】

この基本構想実施計画に基づいて障害者計画を作るということですか。

【椎名障害福祉課長】

基づかなくても結構ですけれど、これは一定の考え方だとかが論拠となって計画は作っております。これは全部の、区全体の計画の整合をとりながら策定しているのですけれども、障害者計画は、障害者計画の考え方、実態把握その他を反映して、あるべき計画を作るということです。たぶんいろんな計画を寄せると、金額的なことなどを含め、まとまりがつかないかもしれませんが、障害者計画は、金額的な側面とは別に必要なものを計画という形に出していくと、ある程度の念頭には置きながらでありますけれども、別のものと考えていただきたい。

【高山部会長】

よろしいですか。他にはいかがでしょうか。すみませんちょっとお聞きしたいのは、先ほどの当事者の方の声というものを聞くルートというのは、ひとつは自立支援協議会あるいは三部会となりますが、ほかにはどのようなものがありえますかね。あるいは皆さんそれぞれの場において何かそういうルートといったそういう場があればと思いますが。例えば小西委員以外に、相談員の方っておられますよね。それは三つの障害でありますよね。

【椎名障害福祉課長】

さまざまの障害のある方の当事者からのご意見というのは、やはりいろいろなルートがあるので、これはいろいろなことが考えられると思います。ただ、子どもさんの場合はなかなかやっぱり保護者にならざるをえないのかなと。

【佐藤部会員】

ちょっと参考までですけれども、明日を創る会では去年私どもの会員を対象にしてアンケートをやっています。それももし良かったらお役に立てていただきたいなと思います。それは、区役所のほうにもお渡ししてありますし、ぜひ、皆さんの声を全部、自由意見なども全部載せてありますので、ご利用いただきたいなと思います。

【高山部会長】

ありがとうございます。そういう視点とか先行的にやられた調査なんかもあると思いますね、たぶん。他にはどうでしょうか。丁さんなんかあれば、どうぞ。

【丁部会員】

もうすこし考えて…。

【上村部会員】

逆にお伺いしたいのですけれど、実は被災者のその現地の様子を、ちょっと今日はお伺いしたいなと思っておりました。私自身も石巻の出身で個人的に、非難所の障害者とか災害弱者の人たちは現実にはどうなっているのか、何人が友達に聞いたのですけれど、やは

り混乱していて実態把握が全然とれない、数人に個人的連絡が取れた人にはお伺いしたいんですけど、やはりパニックを起こしているような高齢者の方とか、小さなお子さんを抱えた方は大変に苦勞、避難所ではなさっていると、いたわりあいといっても現実には自分の目の前のことが大変で、障害者のところまで思いがいかないというような状況ではと。そういう実態についてぜひこの場で話していただけたらと思っております。

#### 【江澤部会員】

先週5日ばかりをかけて、陸前高田と石巻、仙台のほうに行ってきました。大方の入所施設は被災が少なくて平常の生活をしているところが多かったです。私のイメージは、私はずっと通所施設の職員をやっていたので、おそらく在宅されている方たちが、多くの方は入所施設に避難しているだろうと思っていたのですが、ほとんど入所施設には、家庭から避難をしている障害のある方はいらっしゃいませんでした。やはり在宅で暮らしていた方については、自宅で生活をしている、親御さんにとってみれば、こんな時だからこそ、この子といっしょにいたいという要望が非常に強いということですね。ですが、やはりライフラインはまだ、一か月たっても、ほとんど回復していない、真っ暗な中、水も出ないということで、ようやく二週間が過ぎたあたりから、避難所から物資がまわってくるようになったとおっしゃっていましたが、当初の二週間は真っ暗な中で、あるもので食いつないでいましたとのこと。ようするに障害あるご本人を一人にして被災者が避難地まで行くことができない、それを聞いた時にやはりすぐに在宅の方たちが入れる支援を構築していかななくてはならないと思ったということと、避難所には、おそらく皆さん想像に難しくないと思いますが、障害のある方というのはほとんど見受けられませんでした。通所を利用されているお母さんがおっしゃってましたが、三十代の男性だそうですけども、この子を連れて避難所に行こうと思ったんだけど、たぶんダメだろうなどおもって行ってみましたが、やっぱりダメでしたと。もう、しょうがないので自宅に引き取って、二人でひっそりと生活をしていました。ということで、入所施設のほうはですね、当然ながら24時間365日の生活が保障されているので、ああいう余震がひどいという中でも、通常の生活が継続されていましたが、通所の施設は日々通所利用している職員が、各自宅を回るというケースは非常に少なかったというふうに思いますね。そこら辺は、日常の災害対策の不備が指摘されるところじゃないかなと思います。こんな時だからこそ、やはり在宅の人を救済しないといけないということが、非常に大きなウェイトを占めていると思いますね。とにかく在宅の方たちの食べるもの、飲むものという部分の、ものの運び方から、それからご本人支援、それから家族の支援という所ではやはりかなりスキルの高いものを求められるんだろうなというのを感じました。いま、東京都の東社協が派遣している障害者部会では、自宅に入れる支援者を今から養成しようということで、地元の雇用の機会にもなるということで、都合三回の移動支援の従事者研修会をやって、50人くらいが各家庭に入れるような準備ができたというような話でした。気になるのは後遺症PTSDですけども、それは知的の方にはほとんど感じられないというような話でしたけれ

ど、ただ知的に障害のある方たちは先ほどからも出ているように、意志表示、表現の仕方等々の混乱性があるので、普段と一見して変わらないけれども重要なところに変化があるのかなと感じているとおっしゃっていました。顕著に出るのが精神の方たち。本当に被災後にですけれど、余震が来るたびに、その場にいたたまれなく自ら入院等々の救いを求めたり、誰かが一緒になければ絶対生活できないとかという状況で、後遺症がひどいということでした。あとは発達障害系の方たちも、日常的な部分でやはり地震の影響というような行動障害というか、奇異な行動をとるようなところが見られますということで、地震余震は人の力では止めることができませんので、結果を、推移を見守ることしかありませんというような現地のお話でしたね。

我々福祉関係も人的な派遣をというふうに声をかけるのですが、やっぱり地元の方たちは、日ごろの人間関係の中でしっかりと救済をしていきたい。そうでないと本人たちが不安を覚えるだろうと。陸前高田で相談事業に従事された方、ご本人も奥様と家を流されたというふうにおっしゃっていましたが、全く自分のことができずに2市3町の訪問ケアに回っているという話を聞きました。ですからもちろん入所という施設の重要さもあるんですが、基本的には地域の中で生活している方たちが日ごろ、どういう福祉サービスに、個々に結びついているかが大変重要だなと思って帰ってきました。

【高山部会長】

他に何かありますでしょうか。

【小西部会員】

被災地ではないですが、たぶんこの委員の中で唯一僕が実害を被ったのではないかと思います。東京でもあの時はエレベーターが止まって。たまたま僕は職場の関係で午前中大宮にいたんです。あのころ確定申告が迫っていたので、自営のほうで間に合わないので会社に寄らず、そのまま帰って助かったのですが、家に着いた時に直後に被災にあいまして、エレベーターが止まりまして、一日缶詰でした。

【高山部会長】

エレベーターの中で？

【小西部会員】

いえ、部屋には戻ったんですが、入ったら最後、降りることができないので、動くのを待つしかなかった。あのぐらいいあなってしまう、逆にたまたま家にたどりついていたから良かったですが、大宮だと、たぶんこっちでは帰宅難民でいろいろと解放されていたんですが、大宮ではそういう話は聞いていないので、おそらくどこにも、明日は我が身かなという中で、僕らはたぶんダメなのだろうな。あと上部団体を通じて避難所の話が入っていますが、障害者、高齢者、女性の方、弱者の方には避難所に物資が来ても情報が回ってこないし、取りに行ったとしても一人で行くと間違いなく帰り際にひったかれるという、かなり悲惨な話を聞いた。やはり僕らは避難所行ってもだめなのかな、在宅にいるしかないのかな、でも在宅だと物資が来ないからどうすればいいのかなと。

【高山部会長】

江澤委員の話と通ずるのですが、大田区とか練馬区とかは、何とか福祉園がいっぱいありますよね、通所施設で。特に大田区は送迎は全部業者が入っている。スタッフが関わらないわけですよ。そうした時にあの時にちょうど帰る時の前後だったんです。そうしたら一人一人を届けなくてはいけないとなるのですが、そういう時にいつも運転手さんがいてやっていたので、職員は家がわからないという状態が起きた。保護者とも連絡が取れないあの状況だと。ですから今、江澤委員が言ったように、日ごろの家族との連携とか、家がどこにあるかが分からないという状況が浮き彫りになったということがあるのです。送迎があるバスがあるところが、危ないということがひとつ露呈したということ。

【江澤部会員】

個人情報で言うと、一番困ったのが、薬。多くの方が服薬されているじゃないですか。そのストックがなくてというよりも、主治医の医院が流されると、処方箋がない。親も不幸にも流されたりすると、何をどう処方したらいいかもわからない。調達もできない。薬の問題はすごく大きな問題というふうに言われています。入所施設はあたりまえですけど処方箋をみんな取っていますが、通所施設はほとんどの方が本人や家庭任せというふうにそれはすごく困るとおっしゃってますね。

【高山部会長】

安達委員どうでした、精神の方、その時。

【安達部会員】

未だに大変です。この間、精神の方々の施設の集まり、心のふれあいの会というのがあったのですが、あの時はたいていの施設はみんな泊まりで、一緒に泊まりながらケアしていた。やっぱり服薬の問題が出ていて、薬余分に持ってきていない、そういう準備をしていないというのが、当たり前という生活だったので、泊まりの時に薬がない。処方箋も持って歩いてないという人の場合は薬の調達が難しい。前の施設の時ですけど、阪神大震災の時も平成7年に職員を派遣して、活動してもらいましたが、同じ問題が起きていて、処方箋の問題、薬を自分が何飲んでるかそういうものがないと分からない。カルテは焼失してない時にやっぱり施設の側、支援している側で、ある程度処方箋を定期的にいただいて把握していく必要がある、と確認していたんですが、現状やっぱりうちの施設でも処方箋を把握しているのは1/3ぐらいです、利用者の方の。本当に病状が動く方に関しては処方箋をいただいて把握してどうゆう状況が変わっているかを確認しているのですが、全体に関しては特にやっていなかったもので、やはりこの被災があった時には、どこかでちゃんと把握しておかないとまずいなと思います。あと日常的にはちょっと多めに薬を服薬のものは携帯して今後歩いてもらってもいいのかなと思っているのが、集まりの反省で出ました。

【高山部会長】

子どもたちは学校なんかで？

【杉崎部会員】

小学校では、下校の前にすごく揺れて、ただ低学年が帰る時で、たまたま、たいていの方は皆さん災害とか関係なしでも親が迎えに来るケースがほとんどなのでそういう点では大丈夫だったのですが、お話伺っていますと、うちの息子は、知的障害があるので親がいなくなったら意思の疎通はどうすればいいんだろうというのはものすごく感じます。

**【高山部会長】**

いわき市の相談支援事業所と僕が関わっている NPO があります。いわき市の中にいて 230 世帯の障害児の家族を支援しているんですが、そのうちの 30 人ぐらいが避難しなくてはいけなくなって、30 人が船で横浜に来て横浜のグループホームにいます。それで横浜市のグループホームで支援しているんですが、すごく大変な状況の時は命が中心ですが、一か月ぐらい経ちますと、今ここから先が不安定になるのですよ。あのときは食べるところと寝るところを確保するのが第一条件できましたが、このまま横浜にいないてはならないのか、帰れないのかということでは、みんな不安定になってきているということがある。やはり住み慣れた地域、あるいは近いところで、なにかしっかりと支えていく必要があると思います。話が尽きないかもしれませんがこのことに関しては。たぶんこの委員会だけでなく、行政としてもいろいろ集約して整理していく必要があるのではないかと感じています。

**【椎名障害福祉課長】**

冒頭にも高山会長から防災計画との関係が語られ、確かに逃げられない、非常に大切なところですが、ただなかなか解決策が難しいところですが今回は、当然取り組んでいかざるを得ないと思っております。区職員としても例えば釜石市に行くという話がありますが、5 月になったら何人か行って、その後もうしばらく続く、終わりがはっきりしないわけですが。岩手だけではなく、福島もあるし宮城もある、東北地方の支援をしながら、文京区のこととも考えていく、参考という失礼な言い方かもしれませんが、十分教訓としていかななくてはならないと考えています。

**【高山部会長】**

民生委員・児童委員では何か、震災の関係で。

**【富所部会員】**

民生委員としては、あの日はほとんど偶然でしょうけどみんな家にいたんです。障害があるなしに関わらず、心配な人は見に行っただけですけど、皆さん興奮していらっしゃる。いつもは挨拶程度で過ぎちゃう人が、こういうふうにものが落っこちてきたとか話が続き、一件は家の石壁が崩れちゃったんでその人のところではだいぶ時間がかかりました。3 人回っただけで真っ暗になり、そのうちに息子たちが家に帰れなくなって私の家に避難してきた、そんな感じでしたね。嫁の実家が仙台で、そこは無事だったというのがすぐに分かって良かったと言っていたのですが、仙台ですから親戚が 4 人津波で亡くなった。そういうことがショックだったのかその後、98 歳のおばあちゃんが震災関連死で亡くなったんですね。もうあまりにも範囲が広いので、民生委員としてもどうしていいかわかりませんね。

民協障害部会ですが、本当にどういうふうに障害がある人に声をかけていいかもわからず、そういうことから研修を受けてとっておりますが、障害の種類もあるし、一番おみかけの身体障害でも体の障害、視覚障害、聴覚障害、一緒くたには考えられません。民協の部会の3年の任期の間にどのくらい勉強できるかあせりを感じている状態です。

**【椎名障害福祉課長】**

実はその相談を今、いただいているところなので、われわれも知恵を絞ってどういった形で説明したら、また皆さんの協力を得ながら効果的にできるかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**【富所部会員】**

手伝いたいと思っても、臆していたのでは何にもなりません、それを取り払いたいと思っています。

**【高山部会長】**

そういえば新福祉センターは頑丈なものを造っていただいて、内容も充実するようにお願いしたいですね。

**【渡邊特命担当課長】**

そうですね。少なくとも新福祉センターは、避難所としては一般の人の避難所という位置づけになりますので、当然耐震性としても必要な基準を充分クリアしたものを造っていかなくてはならないと考えています。

**【高山部会長】**

ついでに進捗状況を。

**【渡邊特命担当課長】**

では、直近の状況をお話いたします。昨年度、設計事務所が石本建築事務所に決まりました。大手の設計事務所で、日本全国にいくつも設計した建物を持っていて、今回の被災地でも建物があり、その辺の確認のために動いていたというような情報も入っています。一方、障害者支援施設の受託法人に関しては社会福祉法人武蔵野会にお願いをしたところです。今の進捗状況としては、とりあえずゾーニングをどのようにしていくかという、大きな枠組みを検討している最中です。加えて入所施設はユニットケアということが条件ですから、ユニットケアで整備していくに当たってどのような形がいいのか、過日御殿場に新しく平成21年に開設した武蔵野会の入所施設、40人規模のところでしたが、設計事務所、区の施設管理課職員、私と武蔵野会とで視察に行きました。現場では実際に知的障害の方がお住まいになっている様子を見、施設管理課を含め施設のハード面についての共通認識の上で意思疎通をし、今後さらに詰めていくという状況です。

**【高山部会長】**

ありがとうございます。

**【佐藤部会員】**

大変期待しております。

**【渡邊特命担当課長】**

期待に応えるべく努力しています。

**【江澤部会員】**

話変わってよろしいですか。この委員会の中にももちろんお子さんの問題もあるわけですが、議論は尽くしているのかもしれませんが、自立支援法の中でも児童福祉法との関係でずいぶんやりとりがされていまして、それは障害がある子どもたちについても児童福祉法の中でしっかりと対応するという点については、次世代育成の計画の中にどれくらい盛り込まれているのでしょうか。障害児の関係ですね。

**【椎名障害福祉課長】**

もともとカバーしているわけですが、新たな例えば発達障害に関する法的な位置づけも変わっていますので、より重点化がなされるかと思いますが、ただ体系上はここ一か月間ぐらいで考えたご提案をご提示していきたいと思っております。

**【渡邊特命担当課長】**

1点補足になるのですが、いま江澤委員のおっしゃったところは、こちらのお配りしている資料でいうと3ページのところの子育て支援計画(次世代育成行動計画)の中でどれくらい児童福祉法に基づいて障害児のことが載せられているのかというご質問かと思うのですが、やはりこちらの計画自体については、辻課長がいるのでそちらに答えていただいてもいいですが、全般的な子育て、子どもという視点でやっていますので、そこまで突っ込んだところまでの計画にはなっていない部分があると思いますので、それはさきほど椎名課長がお話しいただいたとおり障害福祉計画の枠組みの中で、ある程度今回の震災を経てということもありますし、権利擁護ということもありますので、そういうことも踏まえて策定いただくことがよろしいかと思えます。

**【江澤部会員】**

具体的な施策で言うと、放課後の居場所対策の問題なども、どちらかというと学校とか地域の方を中心とした障害者福祉というよりも、考え方としてはいいのかなと思っております。

**【高山部会長】**

そうですね。そこは一つ課題ですね。

**【椎名障害福祉課長】**

昨年、子育て支援計画を検討している時は、私ども福祉関連部門は、会に入っていましたけど、内容はチェックしながら、傍聴もしてきました、一定のものは入れられていると思っています。今後、国の動きなどさらに進んでいくと思いますので、その辺は、今回の検討に入っていく必要があると思っております。

**【高山部会長】**

あれ改訂済みですよ。子育ての方は。

【椎名障害福祉課長】

はい。去年です。子育て支援計画は5年間の計画期間となっています。

【高山部会長】

ではそういった計画の内容をお示しいただけますか。

【椎名障害福祉課長】

そういった関連する計画がありますし、整合や新たな情報によって異なるところなどが出てくると思います。

【高山部会長】

それで私たちのスタンスを整理して決めていきましょう。次に時間も無くなってきておりますが、資料の第3号のところではありますが、ご説明をお願いします。

【椎名障害福祉課長】

それでは簡単に。7ページの資料第3号から。まず文京区の障害者障害児の現状として、手帳の推移が年度ごとに人数が障害の種別でどうなっているかが書いてございます。身体障害者は19年で5106人ですが、これは下に書いてあるように若干数字としては精度が低かったもので、今現在は4552人です。次のページは愛の手帳、知的障害の手帳ですが、19年からみると増加しているという状況です。4度の方の増加傾向が見えると思います。また、9ページは精神障害者の手帳では、19年から比べると、200人ほど伸びております。精神障害の場合にはその他に医療的な面でのみ関わっている方も相当数おりますので、この数字だけではございませんが、手帳的にはこうなっております。10ページが障害児の年齢別手帳所持者数ということで、円グラフで出させていただきました。身体障害は多くはありますが、愛の手帳では218人、全体で750人程度が愛の手帳お持ちなので、子どもさんが相当程度いらっしゃるというのが特徴でございます。6歳から11歳が一番多い構成です。次の11ページは自立支援法に基づくサービスがどれくらい増加しているか、どれくらいサービスが普及しているかを、累計で出したものです。見ていただきますと日中活動系サービスを中心に19年20年21年と増えており、まだ22年が出ていないのですが、利用する方も増えてきている状況です。年間を通じた自立支援法上のサービス利用者は750人ほどとなっております。12ページは施設等の入所状況で、身体、知的、精神と分けて、また都外、都内に分けて示させていただきました。入所施設、ケアホーム、グループホーム、旧法新法というのは自立支援法上の体系が新法ですが、だいたいイメージとしては同じとさせていただいて数を見ていただければと思います。身体の方は全体で19人、知的障害は135人、精神障害は20人ということでございます。13ページは、文京福祉センターのサービス提供状況でございます。まず生活介護では、こういった形で推移しています。14ページは、デイサービス利用者数ですが、延人数なのでちょっとわかりにくいですが、また、後日正確な数値を、分かりやすい形で出したいと思いますが、利用者が伸びていることが見てとれます。15ページが若駒の方の障害者サービスで利用者が伸びている傾向が出てい

ます。16 ページは療育相談、また福祉センターですが、新規相談、主訴別新規相談等について分けさせていただきました。17 ページの年齢別を見ていただいても 21 年度はすごく高かったというのが現れています。18 ページは経由別の新規相談でして保健サービスセンターが 21 年度に増えたということが見て取れます。19 ページ以降は就労支援について、就労支援センターの登録者数が増えています。最初は身体障害者が多かったのですが、知的、精神障害の方が増えているという傾向です。新規就労を見てみると平成 22 年度についてみると精神障害者の新規就労が際立って増加しています。20 ページですけど、相談支援の内容ということで、就職準備支援のほか、定着支援、生活支援が多くなっております。資料についての説明を終わります。

**【高山部会長】**

ありがとうございました。数値的な現状をご説明いただきました。ご質問ありますか。よろしいでしょうか。そうしましたら、時間になりましたので終わりますが、次回に向けてこういう資料というのがあれば、また読んでいただいて、事務局にメール・電話でお寄せください。よろしいでしょうか。予定されていた議題は、これだけですので、事務局から何かあれば。

**【椎名障害福祉課長】**

それでは最後に今後のスケジュールも含めて説明します。次回は 6 月 10 日の金曜日で時間帯はおおむね本日と同じ時間だと思っております。それ以降については、他の部会の進行状況を踏まえながら、なるべく先までお示しできればと思っております。席上の A3 横の障害者計画改定スケジュール予定と書いてございます資料、こちらを見ていただくと 4 月以降の大体の感じが出ています。一番上が、計画改定の進捗目安ということで、全体の地域福祉計画の事務局と合わせた形となっております。現状把握等が 5 月、課題整理が 6 月、中間の集約が夏ごろ、中間のまとめが 10 月頃、10 月以降にパブコメ等を実施して策定していきます。部会について大体こんな形で進めさせていただき、検討させていただければと思います。また自立支援協議会との連携や、乳幼児発達支援連絡会などの他の児童部門を中心にした会もありますので、そういったところとも連携をとっていくということも、考えております。以上でございます。

**【高山部会長】**

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは第一回の文京区地域福祉推進協議会障害者部会を終了いたします。どうもありがとうございました。